

第5章 人権施策の推進に資する調査

【現状と課題】

- デジタル社会となった現代において、人権問題は一層、外から見えにくく、気づきにくくなったことから、偏見や差別によって苦しんでいる人々の置かれている状況を、周囲の人が認識することは非常に困難となっている一方、人権問題は複雑かつ多様化してきています。
- 社会の中には依然として様々な偏見や差別が存在していますが、その実態や社会が取り組むべき課題は十分に明らかになっていないのが現状です。例えば、障がい者や高齢者の中には、人権侵害の場面にあっても、自らの意思を十分に伝えることができない状況になる人がおり、性的マイノリティの人やセクハラやパワハラを受けた人は、本人がなかなか言い出せないことで、表面化されていない事例が多数あると考えられます。
- さらに、家庭内暴力や虐待などの私的領域で起こる問題は、家族内のプライバシーの関係で判断が難しく、人権問題が明らかになりにくいとの指摘があります。
- こうした人権侵害の解決のためには、これらの人権問題を把握し、必要な施策を推進する必要があります。
- 鳥取県人権施策基本方針を策定後、平成9（1997）年8月に人権に対する県民意識を把握するために意識調査を行いました。また、社会情勢の変化に伴い、新たに認識の高まった人権問題についての県民意識を把握し、教育や啓発など人権施策の推進に係る基礎資料とするため、これまで5回の意識調査を行ってきました。
- 県が令和2（2020）年に実施した第5回鳥取県人権意識調査では、これまでの設問項目を一部残しつつ新たな設問項目をたて、人権意識の変化に加え、人権に関する認識や人権侵害の経験の有無、差別意識などの実態の関連性について把握するために、多角的にクロス集計し、施策に活かすこととしました。
- そうしたクロス集計による分析を行った結果、一般的には人権問題を正しく認識していることが人権に関する意識や態度、実践行動に繋がると考えられるものの、具体的な対応方法についての知識がない場合、（例えば、インターネット上の差別的書き込みを発見した時の関係機関への通報など）個人レベルの意欲や態度だけでは実践行動を起こせない問題もあることが明らかになりました。
- また、自由記述による意見では、様々な実態が浮き彫りになり、今後の人権教育・啓発の取組における課題やヒントが見えてきました。
- 県では、人権施策を推進するため、5年に1度実施している人権意識調査、鳥取県男女共同参画意識調査をはじめ、人権に関する実態調査等を行い、人権施策を推進していくこととしています。
- 令和3（2021）年に改訂した「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、県は差別行為の防止のための施策を効果的に実施するため、差別行為の実態の把握並びに必要な情報の収集及び分析を行うこととしました。

【施策の基本的方向】

1 人権問題に係る現状把握

人権問題の解決に向けて、効果的な施策を進めるためには、これらの問題を的確に把握し、偏見や差別により苦しんでいる当事者の立場に立った取組が必要です。

鳥取県ではこれまでも定期的に「人権意識調査」を行い、前回調査以降の意識の変化と課題を明らかにするとともに、分野ごとの実態調査などを通して現状把握を行ってきましたが、今後も各種の調査を通して県民意識の動向を把握し、よりの確な現状把握に努めます。

また、市町村等からの報告、インターネットモニタリング、県が設置する人権相談窓口への相談等から県内で発生している差別事象について把握し、差別事象等検討小委員会において原因や背景の分析、対応策や今後必要な施策について検討します。

2 人権に係る様々な調査

人権施策を推進するためには、人権意識調査のほか、国の調査や個別の人権問題に関する調査・アンケートなど、様々な調査が実施されていることから、それらの調査を活用し、効果的な施策の取組に繋げていきます。

(1) 啓発事業におけるアンケート調査

啓発活動に参加した方々に対して、人権に関するアンケート調査を行い、効果的な施策の推進に活用します。

(2) 定期的な調査

幅広い人権問題の実態を踏まえ、各施策を推進する必要があるため、様々な角度から人権問題を把握する定期的な調査を実施し、より正確な実態の把握に努めます。